

# 香川県報



第 3 号

平成 16 年

1月13日(火曜日)

## 告 示

介護保険法の規定による事業者及び施設の指定  
道路の位置指定

（長寿社会対策課）  
（建築課）

## 公 告

土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

土地改良事業の認可

（ ）

土地改良区の役員の退任の届出

（ ）

基本測量の終了の通知

（土木監理課）

宅地建物取引業法の規定による免許の取消し

（住宅課）

落札者等の公示

（会計課）

監査委員公表

監査結果の公表

三

## 告 示

香川県告示第十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十八条第一項第三号の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成十六年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号 三七二一六 一一一五	事業所又は施設の 名称及び所在地 医療法人社団みどり会 加藤病院 仲多度郡多度津町寿町 七番三号	申請者又は開設者の 名称代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地 医療法人社団みどり会 理事長 加藤哲士 仲多度郡多度津町寿町 七番三号	指定年月日 平成十六年 一月一日	サービス の種類 介護療養 型医療施 設
三七七〇一 〇二七三三	シオンの丘デイサービ スセンター海 高松市香西北町二六〇 番地	社会福祉法人牧羊会 理事長 小川純 高松市香西北町二六〇 番地	平成十六年 一月五日	通所介護

香川県告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 長土指道 第二十三号

二 指定 年月日 平成十五年十二月二十二日

三 指定道路の位置 木田郡三木町大字氷上字南福万一四四七 二、一四四七 三、一四四八 一、一四四九 一、一四五〇 一並びに字北福万六三三二及

び同地先水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル

延長 一一五・九四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

## 公 告

香川県公告第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第八条第一項の規定により、三豊郡山本町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)中西下地区)を行うことについて平成十五年十二月二十五日適当と決定した。

その関係書類を山本町産業振興課において平成十六年一月二十日から同年二月十日まで縦覧に供する。

平成十六年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、三豊郡山本町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)高額地区)を行うことについて平成十五年十二月二十二日認可した。

平成十六年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、香川用水土地改良区から役員(退任)について次のとおり届出があった。

平成十六年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事 大西 末廣 綾歌郡飯山町東坂元二二二番地 平成一六、一、四

香川県公告第十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次の基本測量を平成十五年十月十日終了した旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十六年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類 基本測量(精密測地網高度基準点測量)
- 二 作業期間 平成十五年七月一日から平成十五年十月十日まで
- 三 作業地域 高松市、坂出市及びさぬき市

香川県公告第十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定により、次のとおり免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成十六年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分対象業者

- 1 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社セラビ・コーポレーション  
池浦 聖智

高松市松島町一丁目七番五号

2 免許証番号及び免許年月日

香川県知事(一一)第一一四三号

平成十五年一月二十四日

二 免許の取消しの日

平成十五年十二月十七日

香川県公告第二十号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年年約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十六年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 香川県立学校内LAN整備Windows系サーバ機器 一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 一般競争入札

- 四 落札決定日 平成十五年十一月二十六日
- 五 落札者の氏名及び住所 四電ビジネス株式会社 高松市丸の内二番五号
- 六 落札金額 一九、八四五、〇〇〇円

(消費税及び地方消費税九四五、〇〇〇円を含む。)

- 七 入札公告日 平成十五年十月十四日
- 八 落札方式 最低価格
- 九 担当課 企画課 七六〇 八五七〇 香川県高松市徳田四丁目一〇号 香川県  
 田舎町余土 物産課 〇八七 八三三 三六四

調査委員公表

香川県調査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年1月13日

香川県調査委員 鎌田守 恭 延 基 治 同 名 和 基 同 石 川 桐 同 広 瀬 員 義

第1 監査対象法人 高松空港ビル株式会社

- 1 監査対象年度 平成14年度
- 2 監査実施年月日 平成15年11月11日
- 3 県の出資金等の額 出資金 466,666,500円  
 貸付金  
 前年度未貸付残高 156,000,000円  
 当年度貸付額 1,023,400,000円  
 当年度償還額 1,075,400,000円  
 当年度未貸付残高 104,000,000円
- 4 事業の概要

当会社は、空港利用者へのサービスを十分提供できる空港ターミナルビルの建設と運営に当たる組織として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第2 監査対象法人 財団法人香川情報化推進機構

- 1 監査対象年度 平成14年度
- 2 監査実施年月日 平成15年12月25日
- 3 県の出資金等の額 出資金 5,000,000円  
 補助金 59,201,000円

4 事業の概要

当財団は、情報化に関する普及啓発、調査研究、人材育成等を行うことにより、香川県における調和のとれた情報化を推進し、もって県民福祉の向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第3 監査対象法人 財団法人香川県駐車場管理財団

- 1 監査対象年度 平成14年度
- 2 監査実施年月日 平成15年11月10日
- 3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円  
 委託金 103,822,255円

4 事業の概要

当財団は、香川県が設置する駐車場の管理、香川県の駐車場施策に協力する事業等を行うことにより、道路交通の円滑化を図り、もって県民の利便に資することを目的として設立され、香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の管理業務等を実施

<p>5 監査の結果 出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第4 監査対象法人 学校法人香川県明善学園</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年11月11日</p> <p>3 県の補助金の額 265,443,945円</p> <p>4 監査の結果</p> <p>学校法人香川県明善学園が設置する英明高等学校の経常的経費等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第5 監査対象法人 学校法人高松中央高等学校</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年11月11日</p> <p>3 県の補助金の額 318,358,300円</p> <p>4 監査の結果</p> <p>学校法人高松中央高等学校が設置する高松中央高等学校等の経常的経費等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第6 監査対象法人 学校法人新田学園</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年11月12日</p> <p>3 県の補助金の額 13,340,000円</p>	<p>4 監査の結果 学校法人新田学園が設置する新田幼稚園の経常的経費に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。</p> <p>なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 寄附行為に則していない運営実態が見受けられるので、改善が必要である。</p> <p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p> <p>第7 監査対象法人 財団法人明治百年記念香川県青少年基金</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p> <p>3 県の出資金の額 590,000,000円</p> <p>4 事業の概要 当財団は、明治百年を記念して、香川の青少年がその成果を受けつぐ誇りと責任を自覚し、自らの手で次代を開く夢と希望に満ちて進むよう青少年育成事業を積極的に実施し、その健全育成を期し、郷土の進展に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第8 監査対象法人 財団法人香川県国際交流協会</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 1,000,000,000円</p>
--	---

<p>補助金 34,944,548円 委託金 58,951,611円</p> <p>4 事業の概要 当財団は、県、市町、民間団体等と連携しつつ、多くの県民の参加の下に国際交流を推進し、世界の人々との相互理解と友好親善を図り、もって、県民福祉と世界に開かれた地域づくりの促進に寄与することを目的として設立され、国際交流事業の企画及び推進、民間団体の国際交流活動に対する支援等の各種事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第9 監査対象法人 財団法人吉野川水源地域対策基金</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度 2 監査実施年月日 平成15年12月25日 3 県の出資金の額 202,050,000円 4 事業の概要 当財団は、吉野川水系における治水及び利水のための諸施策の推進、水没関係住民の生活の安定及び水没関係地域の振興を図り、もって流域関係地域の振興と一体的発展に資することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第10 監査対象法人 財団法人かがわ水と緑の財団</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度 2 監査実施年月日 平成15年11月11日 3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円</p>	<p>委託金 163,672,000円</p> <p>4 事業の概要 当財団は、森林公園及び香川用水記念公園の管理運営、林業労働力の確保、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進を図り、もって田園都市香川の形成及び国際貢献に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。</p> <p>なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 公益法人会計基準に準拠した会計規程の整備と経理が行われていないので、改善が必要である。</p> <p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p> <p>第11 監査対象法人 財団法人香川県環境保全公社</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度 2 監査実施年月日 平成15年12月25日 3 県の出資金の額 129,050,000円 4 事業の概要 当財団は、廃棄物の適正な処理を推進することにより、生活環境の保全を図るとともに、県内産業の健全な発展を期することを目的として設立され、廃棄物の処理に関する事業等を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>
--	--

<p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>	<p>究等を行い、もって県民福祉の増進に寄与することを目的として設立され、ボランティア活動の振興を図るための各種事業を実施している。</p>
<p>第12 監査対象法人 財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団</p>	<p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。 なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>
<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>	<p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p>
<p>2 監査実施年月日 平成15年11月6日</p>	<p>(2) 指導注意事項 基本財産の運用のために購入した有価証券の一部に、元本の償還や利払の遅滞しているものが見受けられるので、債権管理に十分留意するとともに、今後の適正な運用に努める必要がある。</p>
<p>3 県の出資金の額 400,000,000円</p>	<p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p>
<p>4 事業の概要 当財団は、県内における民間の社会福祉施設の環境、施設及び設備の整備並びに職員の研修等に対する助成事業並びに職員の退職手当共済制度に関する事業を行うことにより、社会福祉の向上及び増進に寄与することを目的として設立され、民間社会福祉施設に対する各種の助成事業及び退職手当共済制度に関する事業を実施している。</p>	<p>第14 監査対象法人 財団法人香川県社会福祉総合センター</p>
<p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。 なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>	<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>
<p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p>	<p>2 監査実施年月日 平成15年11月7日</p>
<p>(2) 指導注意事項 基本財産の運用のために購入した有価証券の一部に、利払の遅滞しているものが見受けられるので、債権管理に十分留意するとともに、今後の適正な運用に努める必要がある。</p>	<p>3 県の出資金等の額 出資金 400,000,000円 委託金 253,929,567円</p>
<p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p>	<p>4 事業の概要 当財団は、社会福祉に関する理解を深めるために必要な知識及び技術の普及並びに社会福祉事業に従事する者の研修等を行うことにより、社会福祉活動を総合的に促進し、県民の社会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、社会福祉に関する各種事業を総合的に実施している。</p>
<p>第13 監査対象法人 財団法人香川県ボランティア基金</p>	<p>5 監査の結果 出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>
<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>	
<p>2 監査実施年月日 平成15年11月6日</p>	
<p>3 県の出資金の額 250,000,000円</p>	
<p>4 事業の概要 当財団は、ボランティア活動の振興・調整及びボランティア活動に関する調査・研</p>	

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第15 監査対象法人 財団法人香川県国民年金福祉協会

- 1 監査対象年度 平成14年度
- 2 監査実施年月日 平成15年11月14日
- 3 県の出資金の額 34,000,000円

4 事業の概要

当財団は、国民年金制度の趣旨の徹底並びに国民年金の被保険者及び年金受給権者等の福祉の向上に寄与することを目的として設立され、国民年金健康保険センターの受託経営等の事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

当財団が取得した財産が設立当初より財産目録に記載されず、収支計算書や貸借対照表に反映されていないので、改善が必要である。

(3) 検討指示事項

該当事項なし

第16 監査対象法人 財団法人香川県健康長寿財団

- 1 監査対象年度 平成14年度
- 2 監査実施年月日 平成15年11月7日
- 3 県の出資金等の額  
出資金 28,000,000円  
補助金 99,487,575円

委託金 230,595,311円

4 事業の概要

当財団は、高齢社会を迎え、広く県民に対し自ら健康増進を図るための機会を提供

するとともに、高齢者がこれまで培った豊かな経験と知識、技能を社会の各分野で発揮できるよう支援することにより、県民の健全な生活への寄与と豊かで活力ある長寿社会の実現に資することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

会計処理において、公益法人会計基準に準拠した処理がなされていないので、改善が必要である。

(3) 検討指示事項

該当事項なし

第17 監査対象法人 財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団

- 1 監査対象年度 平成14年度
- 2 監査実施年月日 平成15年12月25日
- 3 県の出資金等の額  
出資金 520,000,000円  
補助金 66,148,757円

委託金 507,307,000円

4 事業の概要

当財団は、児童・青少年の福祉の増進を図ることを目的として設立され、児童・青少年の健全育成施設の設定及び運営並びに児童・青少年の健全育成に関する各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第18 監査対象法人 財団法人香川県身体障害者協会

- 1 監査対象年度 平成14年度
- 2 監査実施年月日 平成15年12月25日
- 3 県の出資金等の額 出資金 50,000,000円  
補助金 13,148,000円

4 事業の概要

当財団は、身体障害者の自立更生等を援助し、社会福祉の増進を図ることを目的として設立され、身体障害者福祉事業の総合的企画、調査研究等の事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。  
なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

法人全体の収支及び資産等の状況がわかる収支計算書や貸借対照表等を作成する必要がある。

(3) 検討指示事項

該当事項なし

第19 監査対象法人 財団法人香川いのちのりー財団

- 1 監査対象年度 平成14年度
- 2 監査実施年月日 平成15年12月25日
- 3 県の出資金等の額 出資金 59,430,000円  
補助金 3,663,000円

4 事業の概要

当財団は、腎臓移植に関する援助を行うとともに、臓器移植に関する関係機関との連絡調整及び知識の普及啓発を行うことにより、県民の健康の増進及び福祉の向上

に寄与することを目的として設立され、腎臓移植に関する援助及び臓器移植に関する各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第20 監査対象法人 財団法人香川県食鳥衛生検査センター

- 1 監査対象年度 平成14年度
- 2 監査実施年月日 平成15年11月12日
- 3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円  
補助金 21,002,010円

4 事業の概要

当財団は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第21 監査対象法人 財団法人香川県生活衛生営業指導センター

- 1 監査対象年度 平成14年度
- 2 監査実施年月日 平成15年12月25日
- 3 県の出資金等の額 出資金 1,500,000円  
補助金 22,410,000円

4 事業の概要

当財団は、香川県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的と



して設立され、関係の各種事業を実施している。

- 5 監査の結果  
出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第22 監査対象法人 社会福祉法人香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター事業団

- 1 監査対象年度 平成14年度  
2 監査実施年月日 平成15年12月25日  
3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円  
補助金 18,546,355円  
委託金 1,932,104,778円

4 事業の概要

当事業団は、県と一体となって、社会福祉事業の推進を図り、身体に障害のある者の福祉の増進を図ることを目的として設立され、肢体不自由児施設、肢体不自由者施設、身体障害者福祉センター及び身体障害者医療センターの受託経営を行っている。

5 監査の結果

出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第23 監査対象法人 社会福祉法人香川県社会福祉事業団

- 1 監査対象年度 平成14年度  
2 監査実施年月日 平成15年12月25日  
3 県の出資金等の額 出資金 16,000,000円  
委託金 590,172,166円

4 事業の概要

当事業団は、県と一体となって、創意工夫を凝らした多様な福祉サービスを提供し、

知的障害者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設香川県ふじみ園並びに知的障害者福祉ホーム香川県ふじみ園福祉ホームの受託経営等の事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第24 監査対象法人 香川県信用保証協会

- 1 監査対象年度 平成14年度  
2 監査実施年月日 平成15年12月25日  
3 県の出資金等の額 出資金 3,969,055,533円  
補助金 101,535,275円

貸付金

前年度未貸付残高 0円  
当年度貸付額 38,115,000,000円  
当年度償還額 38,115,000,000円  
当年度未貸付残高 0円

4 事業の概要

当協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的として設立され、中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証等の各種業務を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

<p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第25 監査対象法人 財団法人香川県産業交流センター</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年11月14日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 7,000,000円 補助金 9,000,000円 委託金 256,399,905円</p> <p>4 事業の概要 当財団は、産業の振興及び発展並びに県民の文化の向上に寄与することを目的として設立され、香川県産業交流センターの管理及び運営を行い、見本市、展示会等の誘致及び開催等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第26 監査対象法人 財団法人かがわ産業支援財団</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 6,717,958,128円 補助金 591,046,076円 貸付金 前年度未貸付残高 4,230,979,125円 当年度貸付額 77,600,000円 当年度償還額 292,373,750円 当年度未貸付残高 4,016,205,375円 委託金 111,377,064円</p> <p>4 事業の概要</p>	<p>当財団は、産業及び学術の振興発展と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的として設立され、新産業の創出、産業技術の高度化、科学技術の振興、中小企業の経営基盤の強化等を図るため総合的な支援事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金、補助金、貸付金及び委託金に係る出納その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第27 監査対象法人 株式会社香川産業頭脳化センター</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年11月14日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 900,000,000円 補助金 27,784,598円</p> <p>4 事業の概要 当会社は、産業の頭脳部分を地域に集積させることにより、地域産業の高度化を図ろうとする構想に基づいて設立され、研究開発、人材育成、情報提供・交流及び施設提供等の事業を営んでいる。</p> <p>5 監査の結果 出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>第28 監査対象法人 財団法人高松観光コンベンション・ビューロー</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年11月10日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 150,000,000円 補助金 3,965,674円</p> <p>4 事業の概要 当財団は、国内外の観光及びコンベンションの誘致を行うことにより、高松市の観光振興と高松市及び香川県におけるコンベンションの振興を図り、もって国際相互理</p>
--	--

解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

- 5 監査の結果  
出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第29 監査対象法人 財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会

- 1 監査対象年度 平成14年度  
2 監査実施年月日 平成15年11月12日  
3 県の出資金等の額 出資金 263,000,000円  
委託金 227,559,000円

- 4 事業の概要  
当財団は、瀬戸大橋記念公園及び坂出緑地の適切な管理及び運営を行い、もって活力ある地域の振興に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

- 5 監査の結果  
出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。  
なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。

- (1) 指摘事項  
該当事項なし
- (2) 指導注意事項  
ア 管理運営業務委託料の精算に当たり、雇用保険料被保険者負担として収入した金額を自主財源としているが、当該負担額相当額は、財団が立替納付した雇用保険料納付額に充当しなければならぬ。
- イ 計算書類に計上すべき現金、棚卸資産、取得した有形固定資産が、計上されていない。

(3) 検討指示事項  
該当事項なし

第30 監査対象法人 財団法人サンポート財団

- 1 監査対象年度 平成14年度  
2 監査実施年月日 平成15年11月14日  
3 県の出資金等の額 出資金 5,000,000円  
補助金 15,158,261円  
委託金 9,920,531円

- 4 事業の概要  
当財団は、サンポート高松の賑わい創出事業と公共施設の効率的な管理を行うことにより地域の活性化を図り、もって公益の増進に資することを目的として設立され、サンポート高松の振興に関する事業を実施している。

- 5 監査の結果  
出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第31 監査対象法人 財団法人高松勤労者総合福祉振興協会

- 1 監査対象年度 平成14年度  
2 監査実施年月日 平成15年11月12日  
3 県の出資金の額 35,000,000円

- 4 事業の概要  
当財団は、勤労者に対し、職業に関する相談等各種の相談に応じ、及び職業に関する情報を提供し、並びに教養、文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供すること等により、勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上を図り、もって雇用の促進と職業の安定に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

- 5 監査の結果  
出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行

<p>されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。 なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>	<p>5 監査の結果 出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。 なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>
<p>第32 監査対象法人 財団法人香川県農業振興基金協会</p>	<p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p>
<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>	<p>(2) 指導注意事項 公益法人会計基準に準拠した会計規程の整備と経理が行われていないので、改善が必要である。</p>
<p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p>	<p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p>
<p>3 県の出資金等の額 出資金 1,400,000,000円 補助金 7,000,000円</p>	<p>第34 監査対象法人 社団法人香川県野菜価格安定共済資金協会</p>
<p>4 事業の概要 当財団は、農業者の創意工夫を生かした生産性及び収益性の高い農業を確立するとともに、農業後継者を育成するため、農業者、営農集団及び農業青少年等の活動を支援し、本県の農業の振興に寄与することを目的として設立され、各種助成事業、就農支援資金貸付事業及び就農相談活動を実施している。</p>	<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>
<p>5 監査の結果 出資金、補助金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>	<p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p>
<p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>	<p>3 県の出資金の額 160,989,000円</p>
<p>第33 監査対象法人 財団法人香川県農業開発公社</p>	<p>4 事業の概要 当協会は、野菜の組織的な生産及び計画的な出荷を推進し、農業者の生産意欲の向上、経営の安定及び流通の改善に資することを目的として設立され、野菜価格安定共済資金を造成し、野菜の市場価格が著しく下落した場合にその一部を補てんする共済事業等を実施している。</p>
<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>	<p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>
<p>2 監査実施年月日 平成15年11月10日</p>	<p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>
<p>3 県の出資金等の額 出資金 322,000,000円 補助金 76,196,503円</p>	<p>第35 監査対象法人 社団法人香川県果実生産出荷安定基金協会</p>
<p>4 事業の概要 当財団は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等香川県における農地保有の合理化を促進するための事業及び農業経営の近代化等農業構造の改善に資するための事業を積極的に推進し、もって農業者の経済的社会的地位の向上と香川県の農業の発展を図ることを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。</p>	<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>
	<p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p>
	<p>3 県の出資金等の額 出資金 25,000,000円</p>

補助金 27,587,127円

<p>4 事業の概要 当協会は、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の安定、果実の需要の拡大等を図るための事業等を実施することを目的として設立され、果実需給調整対策の推進、経営安定対策の実施及びこれらに必要な交付準備金の造成等を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>	<p>4 事業の概要 当財団は、本県の産業経済の振興安定に寄与することを目的として設立され、漁業及び水産加工業の振興に関する事業、漁業及び水産加工業に係る公害対策に関する事業等を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>
<p>第36 監査対象法人 香川県漁業信用基金協会</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p> <p>3 県の出資金の額 351,350,000円</p> <p>4 事業の概要 当協会は、中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することにより中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として設立され、漁業近代化資金等の債務保証事業を行っている。</p> <p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>	<p>第38 監査対象法人 香川県土地開発公社</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 50,000,000円 貸付金 前年度未貸付残高 3,855,263,888円 当年度貸付額 31,959,575円 当年度償還額 0円 当年度未貸付残高 3,887,223,463円 債務保証 当年度未債務保証残高 11,428,225,600円</p> <p>4 事業の概要 当公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立され、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金、貸付金及び債務保証に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>
<p>第37 監査対象法人 財団法人香川県水産振興基金</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p> <p>3 県の出資金の額 1,204,000,000円</p>	

<p>第39 監査対象法人 香川県道路公社</p>	<p>当年度未貸付残高 0円</p>
<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>	<p>委託金 581,863,590円</p>
<p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p>	<p>損失補償限度額 1,520,000,000円</p>
<p>3 県の出資金等の額 出資金 1,568,782,000円</p>	
<p>貸付金</p>	
<p>前年度未貸付残高 9,393,656,515円</p>	
<p>当年度貸付額 7,606,742,000円</p>	
<p>当年度償還額 7,838,656,515円</p>	
<p>当年度未貸付残高 9,161,742,000円</p>	
<p>4 事業の概要 当公社は、香川県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的に設立され、関係の各種事業を実施している。</p>	<p>4 事業の概要 当公社は、県の住宅対策に呼応し、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、住宅の建設、分譲及び県営住宅の管理等の事業を実施している。</p>
<p>5 監査の結果 出資金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>	<p>5 監査の結果 当財団は、地方公共団体が施行する建設事業の円滑かつ適正な執行に協力するとともに、建設技術者の技術の向上及び建設資材の適正な品質の確保を図り、もって良質な社会資本の整備に寄与することを目的として設立され、建設技術に関する研修、建設事業の積算及び施行管理業務、建設資材の試験検査等の事業を実施している。</p>
<p>第40 監査対象法人 香川県住宅供給公社</p>	<p>第41 監査対象法人 財団法人香川県建設技術センター</p>
<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>	<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>
<p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p>	<p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p>
<p>3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円</p>	<p>3 県の出資金の額 20,500,000円</p>
<p>貸付金</p>	<p>4 事業の概要</p>
<p>前年度未貸付残高 0円</p>	<p>当財団は、地方公共団体が施行する建設事業の円滑かつ適正な執行に協力するとともに、建設技術者の技術の向上及び建設資材の適正な品質の確保を図り、もって良質な社会資本の整備に寄与することを目的として設立され、建設技術に関する研修、建設事業の積算及び施行管理業務、建設資材の試験検査等の事業を実施している。</p>
<p>当年度貸付額 680,000,000円</p>	<p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>
<p>当年度償還額 680,000,000円</p>	<p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>
<p>第42 監査対象法人 財団法人香川県体育協会</p>	<p>第42 監査対象法人 財団法人香川県体育協会</p>
<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>	<p>1 監査対象年度 平成14年度</p>

<p>2 監査実施年月日 平成15年11月7日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 11,000,000円 補助金 4,800,000円</p> <p>4 事業の概要</p>	<p>当財団は、「第48回国民体育大会」の香川県開催を契機として、スポーツの振興を図るとともに、スポーツ施設を管理運営し、もって、本県におけるスポーツの向上発展に寄与することを目的として設立され、スポーツ振興に関する各種事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果</p> <p>出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>
<p>5 監査の結果</p> <p>出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。</p> <p>なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項</p> <p>公益法人会計基準に準拠した会計規程の整備と経理が行われていないので、改善が必要である。</p> <p>また、職員の勤務条件、給与等及び旅費については、事務局処務規程において、香川県職員に準じ又はその例によるとされているが、規程に即した運用が行われていないので、改善する必要がある。</p> <p>(3) 検討指示事項</p> <p>該当事項なし</p>	<p>第44 監査対象法人 財団法人置県百年記念香川県芸術文化振興財団</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年11月6日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 1,010,000,000円 委託金 951,440,111円</p> <p>4 事業の概要</p> <p>当財団は、文化事業を実施するとともに、自主的、創造的な芸術文化活動を助長し、もって本県における個性豊かな文化の向上発展に寄与することを目的として設立され、芸術文化鑑賞機会の提供、地域芸術文化の振興、歴史資料の収集、保管及び展示、歴史資料の調査研究、香川県県民ホール及び香川県歴史博物館の管理等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果</p> <p>出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。</p> <p>なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項</p> <p>保管している県営駐車場回数券の合計金額が多額に上るが、貸借対照表等に流動</p>
<p>43 第43 監査対象法人 財団法人香川県スポーツ振興財団</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年11月7日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 1,010,000,000円 委託金 672,289,261円</p> <p>4 事業の概要</p>	<p>第43 第43 監査対象法人 財団法人香川県スポーツ振興財団</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年11月7日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 1,010,000,000円 委託金 672,289,261円</p> <p>4 事業の概要</p>

<p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p> <p>第45 監査対象法人 財団法人香川県埋蔵文化財調査センター</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年11月6日</p> <p>3 県の出資金の額 10,000,000円</p> <p>4 事業の概要 当財団は、埋蔵文化財の調査及び研究を行うとともに、文化財の保護意識の啓発、普及を図り、もって地域文化の振興に寄与することを目的として設立され、埋蔵文化財の調査及び研究に関する事業等を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。 なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第46 監査対象団体 第16回全国又ボーズ・レクリエーション祭香川県実行委員会</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p> <p>3 県補助金の額 114,896,988円</p> <p>4 監査の結果 第16回全国又ボーズ・レクリエーション祭開催準備事業に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。 なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>第47 監査対象法人 財団法人香川県暴力追放運動推進センター</p> <p>1 監査対象年度 平成14年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成15年12月25日</p> <p>3 県の出資金の額 503,360,000円</p>	<p>4 事業の概要 当財団は、暴力団員等による不当な行為の防止及び被害の救済のための活動を推進することにより、暴力のない安全で平穏な社会の実現に寄与することを目的として設立され、暴力追放相談事業、不当要求防止責任者事業、暴力排除広報啓発事業等を行っている。</p> <p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。 なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>
---	--